

研究

(註) □の二分所は多々書かれて、二字と見て各(ひらが)一用意され、と読んだが、見る分の研究会は多數(ひらが)と解説へ左、尚研究中である。

—毛利高政の農政を物語る費重な資料—

先達て鶴谷氏跡を跡承て始る上屋会員から二大島から
其姓號が届けられ、其の後も大島の上屋会員、羽柴、柴田、
の如きも之に左右する。其の後も大島の上屋会員から二大島から
居いが古文書は、保存のきれいな折紙で、且て湯矢
貞雄先生(鶴岡高明、大庄屋家)著「高蔵編書」その外で見か
け左右とのある獨得の筆蹟、其れを以て高政の花押跡の書
か執でおる。それには次のようじ書かれたある。

當大鳴浦之儀屋敷方之儀日不申及野にても山に
ても竹木伐はらず麦成共栗成共作付可申候年貢
之儀是永代免しとらせ候間作取付可致候堅得其業
可取者也。時元和四年十一月廿九日。高政(花押)

尚以小百姓は此旨申附せ當年中急渡。麥まき可申候。大鳴生庄屋。大島の上屋会員から二大島から
其姓號が届けられ、其の後も大島の上屋会員から二大島から
居いが古文書は、保存のきれいな折紙で、且て湯矢
貞雄先生(鶴岡高明、大庄屋家)著「高蔵編書」その外で見か
け左右とのある獨得の筆蹟、其れを以て高政の花押跡の書
か執でおる。それには次のようじ書かれたある。

大島調査について由鶴藩略史に次の様に述べてゐる。

「元和四年十月公農市兵衛をして大鳴を調査せし
者。(中略) 在りて市兵衛農桑に力め人民移
り居交者等々新舊加す。因つて里正となし永く
其の種を免す云々」原漢文、備村直訳による。

上掲の古文書は既にこの鶴藩略史の記事を実証する
貴重な裏付け史料で、大島の野山などとなりとも自由に開
いて、屋敷はもとより開へ居所へ且表でも栗でも作れ
永代年貢免除にする作り取り、左作り左とし、尚当年
中に必ず麦をまく」とすゝめている。

この古文書を私達は「大島神崎家の庄屋文書」と呼ぶ
ことにしたい。鶴見町大島字地下、神崎ハツ民の家に伝
わる土のである。即ち庄屋市兵衛を先祖と仰ぐ家である。
このように歴史を裏付ける資料といふもの以、そう度々
出て来るものでない。特に鶴岡姓號は、幕藩体制下に於
ける一般庶民に対する藩庁からの支拂は障んでいたかを
伝えるもので、收奪され農民貿易惱の姿が如實にあら
わせておほず、むろん其の事は縣年私か「赤木村大庄屋文書」
を半回に亘って紹介し左うで充分御理解が頂けると思
う。おまけに前半の記述は、主として庄屋文書の解説であ
り、然古文書と鶴岡毛利高政公に対する大坂城代松吉古
林大蔵の文書が主なるが、前者は明るかに字書であつて
庄屋文書が難文題。實も下さく所坪丈石と云ふ神崎家に
は、才左外にいろいろあるようである。なるべく早い時
期に集せて頂き、史料として解説して私共の郷土史の進
究実史如何歩を前進せば幸いと願ひ、誠懇に如く思ひ
や、拙著二十四年頃より著書、題名を改めたり。